

住民監査請求（平野区地域振興交付金等）監査結果について（概要）

平成23年12月5日付けで提出された住民監査請求について、別添のとおり決定し、請求人に通知しました。

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成23年12月5日、平野区役所市民協働課担当職員にかねてより告発していた、喜連西連合振興町会役員の1人の交付金横領への不作為に対する措置を請求する。

喜連西連合振興町会に平成20年度から平成22年度にかけて支給された交付金は3年分で2,600,800円になるが、その役員は当時の他の役員、各町会長、住民にも一切知らせずに全額を横領し、このことを私達「喜連西地域を考える会」の情報公開請求で、初めて住民と連合が知ることになったのは平成23年8月末のことである。

この交付金の不正流用を担当職員に告発したところ、連合が決算書の修正再提出する11月末まで聴き取り調査だけで、交付金が振り込まれた銀行通帳の追跡調査もしないで、ただ、告発した私に対して連合の修正どおり整合性が確認されたとの電話報告だけである。

これは、違法もしくは不当な公金の支出だけでなく、地方公務員法第30条のサービスの根本基準「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」に抵触しないだろうかと疑問を抱かざるをえない。

こんな税金のムダ使いを放置すれば市役所の信用は失墜する、当然この交付金は返還を要求すべきである。

言うまでもなく、この交付金は3年間地域で使用されていない、喜連西連合振興町会の決算書（平成20年～23年）を見れば明らかであり、3年もたってから決算書を修正して、それを受け入れる個人や団体はいない。

それは地域住民をないがしろにしている証拠であり、公共の利益よりその役員を優先した結果で、これは単なる交付金横領の問題だけではなく、区役所の全職員のイメージダウンは計り知れない。

なぜなら、喜連西地域の連合加盟町会は約20%しかなく、約80%の住民は今の連合を嫌って非加盟である。

よってこの問題については、全住民がすでに知っており区役所の対応を見ているので、やっぱり連合と役所はグルか、何を言ってもあかんとなり、今後の影響は決して小さくはなく、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）にも抵触する。

措置要求は2つあり、1つはその役員に交付金の全額を返還させることであり、そしてその役員及び支持した役員は解任、さらに地域住民に対して謝罪表明をするように指導ないし勧告をする、そうすれば役所のイメージダウンも回復する。

2つめは「市政協力の対価」としている連合への財政支援は、一切打ち切ることである。なぜなら、喜連西地域では連合加入町会は全体の約20%であるが、残り約80%の自治会に対しても公報、ポスターの掲示や行政文書の配布依頼はきているが、「市政協力の対価」は支払われていない。

全体の約20%の町会だけに全体の補助金・交付金を支給することは不公平であり、全体の奉仕者として、公共の利益のために反する行為である。

故に町会への財政支援は一切打ち切るか、支給するなら全町会に公平に支給すべきである。

2 請求の受理

- 本件請求は、平成20年度から平成22年度にかけて平野区地域振興会に交付された地域振興交付金のうち喜連西連合振興町会に配分された地域振興交付金について、同連合の役員の1人がその全額を横領し、本市に3年分で2,600,800円の損害が生じているにもかかわらず、本市職員等が請求権の行使を行わず、違法不当な「財産（債権）の管理を怠る事実」があるとしてなされたものと解される。
- 「怠る事実」については、監査請求期間の制限がないのが原則であり、監査委員が当該「怠る事実」の監査を遂げるためには、特定の財務会計上の行為の存否、内容等について検討しなければならないとしても、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはない場合には、当該監査請求について地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項の規定（1年の請求期間の制限）は適用されないとされている。
- 本件請求においては、請求人の主張する請求権は、喜連西連合振興町会の役員の1人が喜連西連合振興町会に配分された地域振興交付金を横領したとすることにより発生するものであり、特定の財務会計上の行為等が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にないことから、監査請求期間の制限の適用はなく法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

3 監査の結果

- 本件請求の監査対象は、前述のとおり、平成20年度から平成22年度に平野区地域振興会に交付された本件交付金について、本市職員等による違法不当な「財産（債権）の管理を怠る事実」があるかどうかであるが、請求人は、当該連合町会の決算書によれば、この3年間、本件交付金が喜連西地域で使用されておらず、当該役員は本件交付金の存在を町会長、役員や住民に一切知らせず、全額を横領したにもかかわらず、職員は不作為である旨主張する。
- これに対して、平野区役所は、平成20年度から平成22年度までの本件交付金の対象となった事業等が実施されていたことを確認し、当該役員やその他の役員から事情聴取を行うとともに、平成23年11月19日に修正された平成20年度から平成22年度までの当該連合町会の決算書並びに帳簿、領収書の内容を確認した結果、各年度の活動別用途報告書との整合性に問題はないと判断した。一時期、本件交付金について当該役員が預かり金として保管していたという極めて不適切な処理がなされていたことがあったものの、結果として組織で適正に使用されていることを確認しており、請求人が主張する職員による当該役員の本件交付金横領への不作為にはあたらない旨説明する。
- 確かに、当該連合町会の活動別用途報告書に記載されている事業等が実施されていること自体は確認されていることから、一定の経費が支出されていることは推認できる。また、活動別用途報告書に記載されている事業等としては、本件交付金の交付対象事業等として必ずしも適切を欠くものとは言えず、当該連合町会において保管されていた領収書等についても、適正な領収書等の証拠書類として認められる可能性があるものも少なくはない。
- しかしながら、当該連合町会において保管されていた領収書等の中には、領収書そのものがないもの、領収書の日付けや印がないもの、領収書等の記載では購入物の内容が明らかでないものなどが多数含まれていた。また、平成20年度及び平成22年度に平野区地域振興会から配分された際の本件交付金振込口座は当該役員の個人名義であり、かつ当該役員個人の私金と混在していた。平成21年度の振込口座は当該連合町会名義であったものの、平成20年度から平成22年度を通じて、現金による保管がなされていたにもかかわらず、本件交付金に係る出納簿等は作成されていなかった。
- さらに、当該連合町会において本件交付金の存在が明らかになったのは、当該役員が本件交付金に

ついて謝罪と釈明を行った平成23年9月の当該連合町会定例会の時点であった。このような状況からすると、本件交付金が適正に使われたことが確認できないばかりか、極めて杜撰な会計処理がなされていたと言わざるを得ない。

- ・一方、請求人からの指摘を受けて8月下旬から平野区役所が当該連合町会に対して実施した立入検査においては、本件交付金が充てられたとされる領収書の確認や当該連合町会の役員への事実確認は行われたものの、本件交付金に係る帳簿等が作成されておらず一部の通帳が紛失しているとの理由で、それ以上の詳細調査を実施していなかった。さらに確認を行ったとする領収書等は、前述のような数多くの問題を含むものであったというのであるから、要綱等に定められた職務上の義務を果たしていなかったのではないかと疑念は払拭できない。
- ・以上のことからすると、地域振興交付金の取り扱い等に係る平成20年12月4日付け市民局長通知において区役所での事務処理上の留意点として、交付金の流れを把握し、組織として使用され、会長等の個人収入となっていないことがわかる収支記録があること並びに組織の会員に明らかになっていることを確認しておくこととされているにもかかわらず、確認がなされているとは言えない状況であった。そうすると、債権管理に問題があったことは否定できない。
- ・しかしながら、平野区地域振興会から平野区役所に対して、当該連合町会が不適切な会計処理を行ってきたことが明らかになったため、平成20年度から平成22年度までの本件交付金を返還したい旨の申出があった。それに対し、平野区役所は、平成24年2月1日付けでその返還を受けた。そうすると、少なくとも請求人の主張する本市の損害の補填がなされ、本件請求の前提となった債権が消滅したと言うほかない。
- ・なお、本件交付金の返還が住民監査請求の監査期間満了日の2日前になされたことは遺憾である。

4 結論

以上の判断により、本市職員等による違法不当な「財産（債権）の管理を怠る事実」があるとしてなされた本件請求には理由がないと言わざるを得ない。（棄却）

（意見）

- ・本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、そもそも交付金の財源は公金であり、交付目的によりその用途に一定の制約があることは明らかである。地域振興交付金は、活動別用途報告書等の確認によって、交付対象事業等が適切に行われているか確認する制度となっている以上、その確認が漫然と行われることは許されず、本市はチェック体制を見直すなど地域振興交付金の履行確認のあり方について検討すべきである。
- ・また、平野区役所による交付金活用に関する適切な指導がなかったことにより、当該連合町会の決算報告書等に本件交付金の記載がなく、当該連合町会の役員のほとんどが平成23年9月29日に至るまで本件交付金の存在さえ知らなかったと言う事実から判断すると、地域振興交付金施策の当該地域での有効性が欠落していたと言わざるを得ず、関係者に猛省を求めたい。
- ・地域において地域団体が果たす役割が大きいこと、また地域において多くの市民がボランティア等として尽力いただいていることは十分承知している。しかしながら、本件事例に鑑みて、地域団体に直接的に又は間接的に補助金等を交付する所管局等は、改めて地域団体に対し要綱等の遵守を徹底するとともに、適正な履行確認を行うことが重要である。この際、地域団体に交付されている補助金等について、改めて調査を行い、必要に応じて適切な措置を講じ、公表すべきである。